

3 月 1 1 日 (第 1 号)

平成31年豊能町議会3月定例会議会議録目次

平成31年3月11日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	4
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
議会運営委員会委員の辞任	5
議会運営委員会委員の選任	5
常任委員会委員の選任	5
町長の所信表明	5

（議案提案説明）

第3号議案	豊能町都市計画法関係事務手数料条例全部改正の件	8
第4号議案	豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件	9
第5号議案	豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例改正の件	9
第6号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件	10
第7号議案	豊能町下水道条例改正の件	11
第8号議案	町道路線の廃止の件	11
第9号議案	平成30年度豊能町一般会計補正予算の件	11
第10号議案	平成30年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件	13
第11号議案	平成30年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件	13

第 1 2 号議案	平成 3 0 年度豊能町水道事業会計補正予算の 件……………	1 4
第 1 3 号議案	平成 3 1 年度豊能町一般会計予算の件……………	1 5
第 1 4 号議案	平成 3 1 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定予算の件……………	1 8
第 1 5 号議案	平成 3 1 年度豊能町国民健康保険特別会計診 療所施設勘定予算の件……………	1 9
第 1 6 号議案	平成 3 1 年度豊能町後期高齢者医療特別会計 予算の件……………	2 0
第 1 7 号議案	平成 3 1 年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定予算の件……………	2 0
第 1 8 号議案	平成 3 1 年度豊能町下水道事業特別会計予算 の件……………	2 2
第 1 9 号議案	豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正 の件……………	2 3
(総括質疑)	……………	2 4
散 会 の 宣 告	……………	2 7

平成31年豊能町議会3月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 平成31年3月11日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	長澤 正秀	2 番	田中 龍一
3 番	中川 敦司	4 番	寺脇 直子
5 番	管野英美子	6 番	永谷 幸弘
7 番	井川 佳子	8 番	小寺 正人
9 番	秋元美智子	10 番	高尾 靖子
11 番	西岡 義克	12 番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	総務部長	内田 敬
生活福祉部長	上浦 登	建設環境部長	上畑 光明
上下水道部工務課長	山谷 賢一	教育次長	南 正好

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	立川 哲也
書 記	田中 尚子		

議事日程

平成31年3月11日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議会運営委員会委員の辞任
- 追加日程第1 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 4 常任委員会委員の選任
- 日程第 5 町長の所信表明
- 日程第 6 第 3号議案 豊能町都市計画法関係事務手数料条例全部改正の件
- 日程第 7 第 4号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 日程第 8 第 5号議案 豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例改正の件
- 日程第 9 第 6号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 日程第10 第 7号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 日程第11 第 8号議案 町道路線の廃止の件
- 日程第12 第 9号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第13 第10号議案 平成30年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 日程第14 第11号議案 平成30年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 日程第15 第12号議案 平成30年度豊能町水道事業会計補正予算の件
- 日程第16 第13号議案 平成31年度豊能町一般会計予算の件
- 日程第17 第14号議案 平成31年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 日程第18 第15号議案 平成31年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 日程第19 第16号議案 平成31年度豊能町後期高齢者医療特別会計

		予算の件
日程第 2 0	第 1 7 号議案	平成 3 1 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
日程第 2 1	第 1 8 号議案	平成 3 1 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
日程第 2 2	第 1 9 号議案	豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

開会 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、平成31年豊能町議会3月定例会議を開会いたします。

定例会議に当たりまして町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆様、おはようございます。

ひな祭りが過ぎまして、春うららかな日が続くと思っておりましたけれども、まだまだ寒暖の差が激しくて、議員の皆様におかれましては御自愛賜りたく存じます。

さて、本日、平成31年度豊能町議会3月定例会が開催されるに当たり、改めて御挨拶を申し上げたいと存じます。

（発言する者あり）

○町長（塩川恒敏君）

失礼いたしました。31年豊能町議会3月定例会議が開催されるに当たり、改めて御挨拶申し上げます。

その前に、前町長池田勇夫様におかれましては、志半ばにして御逝去されました。ここに御功績に対して改めて敬意をあらわすとともに、御冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

さて、さきの町長選挙におきまして町民有権者の厳粛な信託を受け、栄えある町長として町政運営を担うことになりました、塩川恒敏でございます。

町民の皆様の温かい御支援、力強い御支持により当選の栄に浴しましたこと、この場をおかりして厚くお礼申し上げたいと思います。

きょう、本日3月11日は、8年前、東日本大震災が起きて、その思いが脳裏の中

に巡っております。町民の安心・安全は基本中の基本でありますので、それを平素から全員が安心・安全への気配りを忘れずに町政運営をさせていただきたいと存じます。

それと、町民本位の町政運営をお約束しておりますが、所信表明につきましては後ほど議長からお時間をいただけるとお聞きしておりますので、改めて述べさせていただきます。

また、同時に行われました選挙におきまして議員補欠選挙で井川さんが当選されました。おめでとうございます。私とともに井川議員とどうぞよろしくお願いを申し上げます。

今議会におきまして多くの議案が提出させていただいておりますけれども、どうぞ十分な御審議賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、3月定例会議の会議期間は、本日から3月27日までの17日間といたします。

日程第1「議席の指定」を行います。

このたびの議員補欠選挙で当選されました井川佳子議員の議席を指定いたします。

会議規則第4条第3項の規定により、7番に指定いたします。

その他、議員各位の議席番号は従来のとおりで変更はございません。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、11番・西岡義克議員及び12番・川上勲議員を指名いたします。

日程第3「議会運営委員会委員の辞任の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、管野英美子議員の退席を求めます。

(管野英美子議員 退席)

○議長(永谷幸弘君)

管野英美子委員から、3月6日に、3月11日付で議会運営委員会委員を辞任したいとの願い出がありました。

本件は、委員会条例第12条第2項の規定により、委員の辞任には議会の許可を得ることが必要になります。

お諮りいたします。

管野英美子委員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

異議なしと認めます。

よって、管野英美子委員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

(管野英美子議員 着席)

○議長(永谷幸弘君)

ただいま、管野英美子委員の辞任が許可されましたので、直ちに議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により井川

佳子議員を指名いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は井川佳子議員を選任することに決定いたしました。

日程第4「常任委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。

欠員の生じている福祉教育常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、井川佳子議員を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

異議なしと認めます。

したがって、福祉教育常任委員会委員は井川佳子議員を選任することに決定いたしました。

日程第5「町長の所信表明」を行います。

町長より所信表明がございます。

塩川恒敏町長。

○町長(塩川恒敏君)

本日ここに、平成31年豊能町議会3月定例会議が開催されるにあたり、町政を担当するにあたっての私の所信の一端を申し述べ、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

その前にまず、志半ばで逝去されました故池田勇夫前町長のご功績に敬意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

さて、私事でございますが、この度の町長選挙におきまして、町民有権者の厳粛な信託を受け、栄えある第12代、7人目の豊能町長として、町政運営を担うことにな

りました。住民の皆様のご支援と力強いご支持、ご鞭撻により、当選の榮に浴しましたこと、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

町長就任後9日目ではありますが、町民の皆様はもちろんのこと、マスコミ報道やSNSの拡散など、豊能町以外の方々の関心も高く、改めて、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

一方、愛する豊能町をより一層、明るく住み続けたい町、住みたくなる町にする。そして、この素晴らしい町を次世代の子どもに引き継ぐ、という重大な仕事に関われる喜びを感じるとともに、とにかく行動したいという内なる情熱を抑えきれません。

まずは、住民本位の行政に向け、走り始めたばかりでございます。私は、4年前、新光風台自治会長を拝命してから、太陽光発電による住環境破壊の問題や防災行政無線の設置などについて町と折衝してまいりましたが、残念ながら、町行政に「住民本位」の姿勢を感じることができなかったのが正直な感想です。また、府下で一番高い水道料金となった値上げなどにも疑問を持つようになりました。

そのような折、教育大綱において、すべての小中学校を西地区に一つにまとめる小中一貫校・学校再配置の構想が発表され、予算を計上し、基本計画と基本設計業務に着手されました。

また、東地区では道の駅構想が持ち上がり、基本設計と実施設計を行うことが発表されました。

私は、これらの計画実施には多額の経費が必要で、町財政の破たんを招く恐れがあり、子どもたちに将来の負担を強いるものと危惧しました。そこで、学校再配置の住民説明会にも出席し、町と教育委員会の考え方を質してきました。

将来を担う子どもの教育環境の充実は、誰もが望むものでありますが、残念ながら、多くの方が疑問を持つ財政措置の説明はありませんでした。

また、東地区に学校がなくなる場合、人口減少を加速させ、結果、東地区の衰退を危惧する意見も多く寄せられておりましたが、まちづくりの観点での回答はありませんでした。

特に、少子高齢化、人口流出、税収の減少が続く中、持続可能な町財政運営は不可欠であり、その改革を期待する多くの住民の声に押され、私は住民本位の町政を目指すことにしたのでございます。

私は、「豊能町を変える。財政健全化と明るい未来づくり」をモットーにし、豊能町に住んで良かった、豊能町に住み続けたい、そんな住民本位のまちづくりを、議会の皆様、そして、住民の皆様と一緒に進めていく決意でございます。

議員の皆様、住民の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、私が皆様にお約束する、豊能町のまちづくりに向けた、3つの基本政策について、その決意と考え方を述べさせていただきます。

まず、私の所信の一番目は『教育改革』でございます。

少子化により、学校の再配置は、いずれは避けて通れない課題であることは確かであります。

小中一貫教育は、子どもの成長に合わせた「学び」と「育ち」の連続性を大切にす教育課程で、「教育の質」を上げるソフト面の充実が第一であると考えています。

その上で、ハード面の整備に関しては、町財政の観点から、今ある施設を活用して、東西それぞれに、小中一貫校を設けるべき

であると確信しております。

よって、現在の1小1中による小中一貫校の計画を取りやめ、東西にそれぞれ小中一貫校を置くための計画を策定いたします。

また、小規模校に合った特色のある学校教育を充実させることが「教育日本一」を目指せると考えております。

そのためには、「学力・体力・生活」の継続した総合調査が必要であり、これにより、子どもの成長を把握・分析することで、教師の指導力・授業力の向上も図れる改革を行います。

また、学校再配置にあわせ、保育所、幼稚園は、国の補助金を活用できる民営化により、パーク&ライド型、保幼連携型認定子ども園の開設を推し進めます。

民営化により、町財政の負担を軽減し、その分を保育料の無償化に向け、振り向けてまいります。

次に、『住みやすいまちづくりと活性化』でございます。

豊能町は、予想した以上に、少子高齢化と人口減少が進んでいます。

本町はすでに充実した子育て施策を行っておりますが、少子化の状況に歯止めをかけるためにも、子育て世代を支援する施策を拡充してまいります。

特に、病児保育、病後児保育については実現できておりませんので、課題解決に向けて関係機関と協議・研究してまいります。

一方で、高齢化という避けられない将来に対応するため、高齢者の皆様が安心して暮らせる行政サービスを構築いたします。

高齢者福祉においては、行政だけで充実できるものではありません。元気な高齢者が、他の高齢者を見守る。地域で支える。など更なる地域福祉の仕組みづくりを支援してまいります。

また、住環境の整備としては、「太陽光

発電施設等と地域環境との調和に関する条例」と「豊かな自然と景観を守る条例」の早期の制定を目指します。

住みやすさにも、まちの活性化にも欠かせない交通政策においては、北大阪急行の延伸に合わせ、東西交通の整備と広域交通網の整備を行い、利便性を向上させてまいります。

人口流入策として、箕面森町の企業団地従業員の町転入を促進するとともに、空き家の再流通化を図ってまいります。

産業の振興においては、基幹産業の農業を中心に据え、農家のノウハウを活かした事業を開発してまいります。

次に、『行財政改革』でございます。

特に持続可能な財政への改革が、急務であります。

新たな箱物の建設は抑制し、持続可能な公共施設の再配置をするための、総合的なまちづくり計画を策定いたします。

道の駅構想については、「採算性の問題」、国保診療所、中央公民館など「公共施設をつぶす問題」、「公共施設の再配置計画がない問題」の観点から白紙撤回を行います。

しかし、「農業振興」「観光振興」「東地区の活性化」については、積極的に取り組まなくてはなりません。

また、豊能の歴史と文化を活かしたまちづくりを推し進めるため、高山右近生誕地や妙見口駅前が開発などに、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を受け入れるべく、地域再生計画を作成し、企業の寄付で、財政負担の軽減を図ります。

「仕事をしないで高給をもらう公務員」は世間の最大の批判対象であり、これは多くの頑張っている職員にとって納得のいかないものであります。新たな人事評価・給与制度についても検討してまいります。

町の総人件費の削減のため、私、町長報酬を30%カットいたします。成果の信任がいただけるまで続けてまいります。

最後に、早期のダイオキシン問題の解決に取り組みます。

現在、ダイオキシン廃棄物318袋、244トンとドラム缶6本、1.5トンは、安全な状態で役場周辺の倉庫等に保管されております。

低コストで安全に最終処分するためには、遮断型処分場での埋め立て処理が最も適切でありますので、処分場を受け入れていただく地元の皆様に対し、丁寧に説明を尽くした上で、ご意向をよくお聞きし、早期に最終処分を実現していきます。

以上、私の所信の一端を申し述べました。

私は、行政経験は皆無であります。議員各位や職員のご理解とご協力をいただきながら、まずは勉強を重ね、民間で培った顧客第一の精神を活かし、民間の手法も加え、豊能町の明るい未来に向けて、住民本位の行政を運営してまいります。

目指すは、豊かな自然を守る町、若者が活躍できる町、安全・安心の町でございます。

皆様と議論を尽くし、「変えるべきは断固として変え、伸ばすところは伸ばす」との姿勢を貫いてまいります。

住民の皆様、議員の皆様におかれましては、私の意図するところをお汲み取りいただき、さらなるご理解、ご協力、ご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げ、所信表明といたします。

平成31年3月11日。

豊能町長塩川恒敏。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第6「第3号議案 豊能町都市計画

法関係事務手数料条例全部改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

おはようございます。

それでは、第3号議案、豊能町都市計画法関係事務手数料条例全部改正の件につきまして御説明させていただきます。

議案書の1ページ、議案概要書をごらんください。

豊能町都市計画施行条例を次のように定めるものです。

提案理由は、都市計画法第34条第12号に規定する開発行為等を条例に規定することにより、開発審査会の議を得ずに開発行為等の許可をすることができるようにし、許可手続の合理化及び迅速化を図るため、豊能町都市計画法関係事務手数料の全部を改正するものでございます。

それでは、本条例の概要につきまして御説明させていただきます。

議案書の2ページをごらんください。

具体的な内容でございますが、第1条では、本町が都市計画法の規定に基づき市街化調整区域に係る開発許可基準等に関することや、法に関する事務手数料に関することの趣旨を、第2条におきましては、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による規定としております。

第3条からは、1号より、収用対象事業の施行により市街化調整区域に移転するものの取り扱いについて、2ページから3ページに規定しております。

2号では、市街化調整区域において継続して生活の本拠を有する世帯が、通常の家住宅を建設する場合の取り扱いについて、3ページから4ページに規定しております。

3号では、50以上の建築物が連担している地域において、自己用住宅を建設する場合の取り扱い、4号では、線引き前、造成完了地における一戸建て専用住宅の建築を目的とする開発行為等の取り扱い、5号では、既存の自己用専用住宅の増築に伴う開発許可の取り扱いを規定しております。

続きまして、5ページの第4条から、2号では、既存建築物の敷地における一戸建て専用住宅等の建築を目的とする建築許可の取り扱い、3号では、建築物自体の用途に変更が生じない建築行為で、従来建築物を建築した者以外の者が行う建築行為の取り扱い、4号では、自己の居住の用に供する一戸建て住宅の建てかえで当該建築物が3階建て以下の建築行為等の取り扱い、5号では、運動、レジャー施設及び墓園の附属建築物の取り扱い、6号では、既存の第一種特定工作物の附属建築物の取り扱いを規定しております。

続きまして6ページの第5条から第7条におきましては現行と同様でございます。手数料、還付、減免について規定しております。

次に附則でございますが、本条例につきましては平成31年5月1日より施行するものでございます。

なお、本条例を施行するに伴い、条例の名称を豊能町都市計画法関係事務手数料条例から、豊能町都市計画法施行条例に改めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただきご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第7「第4号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

おはようございます。

それでは、第4号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書10ページ及び概要説明書、新旧対照表もあわせてごらんください。

豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

提案理由は、学校教育法の一部改正に伴う厚生労働省令の公布に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたため、放課後児童支援員の資格要件について所要の改正を行うものです。

次のページをごらんください。

豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例といたしまして、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

第11条第3項第5号中、「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第8「第5号議案 豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び豊能

町重度障害者の医療費の助成に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

おはようございます。

それでは、第5号議案、豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例改正につきまして、提案の理由及びその概要を御説明させていただきます。

議案書の12ページ及び新旧対照表をあわせてごらんをください。

本案の提案の理由でございますが、所得税法及び児童扶養手当法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条関係、豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正内容でございます。

第2条の2第1項第1号中の「各年の1月から6月」を「各年の1月から9月」に改めますのは、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律による児童扶養手当法の改正に伴い、児童扶養手当の受給資格者の所得につきまして前々年の所得を確認する期間が変更されたため、本条例につきましてもこの児童扶養手当法に規定する所得制限を準用しておりますことから、改正を行うものでございます。

また、同号中及び第2項中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めますのは、所得税法等の一部を改正する等の法律による所得税法の改正に伴い、従来の控除対象配偶者は同一生計配偶者となりましたため、改正を行うものでございます。

次に新旧対照表の2ページ目、第2条関

係、豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例の改正でございます。

第2条の2第2項でございます「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めますのも、先ほどと同様に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行日は公布の日とし、豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中の「各年の1月から6月」を「各年の1月から9月」に変更することにつきましては、平成31年7月1日を施行日といたします。

また、経過措置といたしまして、両条例とも施行日から平成31年9月30日までの間は、改正後の条例中「同一生計配偶者」とありますのは「控除対象配偶者」とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第9「第6号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第6号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

本件につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令による国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、概要及び新旧対照表もあわせてごらんをください。

今回の改正は、上位法令等の改正に伴うもので、内容につきましては低所得者に係る保険料軽減判定所得の変更でございます。

国民健康保険料の被保険者均等割額及び

世帯別平等割額を減額いたします所得判定基準につきまして、5割減額の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万円に、2割減額の基準については被保険者数に乗ずる金額を51万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

なお、附則といたしましてこの条例の施行は公布の日といたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第10「第7号議案 豊能町下水道条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷上下水道部工務課長。

○上下水道部工務課長（山谷賢一君）

おはようございます。

それでは、第7号議案、豊能町下水道条例改正の件につきまして、提案理由とその内容について御説明させていただきます。

議案書の17ページをお開きください。

本件につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、18ページをごらんください。

豊能町下水道条例の一部を次のように改正するもので、条例第19条第2項中「100分の8を乗じて得た額」を「消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額」に改めるものでございます。

なお、附則といたしましてこの条例は平成31年10月1日から施行するとのものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第11「第8号議案 町道路線の廃止の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

それでは、第8号議案、町道路線の廃止の件につきまして御説明させていただきます。

議案書19ページをごらんください。

道路法第10条第1項の規定により、次のとおり路線の廃止を行うものでございます。

提案理由は、町道路線の廃止を行うため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては議案書の20ページに記載しており、廃止路線は、本年4月1日から府道豊能池田線の全線供用開始を受け、重複する町道東ときわ台1号線の廃止を行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第12「第9号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

おはようございます。

それでは、第9号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第14回）でございます。

第1条としまして、予算の総額から7,719万5,000円を減額し、総額を75億9,

007万7,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分、金額は、2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に第2条、繰越明許費でございますが、6ページをお開き願います。

「第2表 繰越明許費」に記載のとおり、財務会計システム改元対応事業、法改正によるシステム改修事業、被災者生活再建支援事業、障害者自立支援法対応システム改修事業の四つの事業について、年度内に完了できないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第3条、債務負担行為の補正でございますが、7ページをごらん願います。

「第3表 債務負担行為補正（変更）」に記載のとおり、住基ネットワーク運営事業から、8ページの小中学校校務支援システム導入事業まで、九つの事業について、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、第4条、地方債の補正でございますが、9ページをごらん願います。

「第4表 地方債補正（変更）」に記載のとおり、1. 町道等維持補修事業債から10ページの10. 幼稚園施設等整備事業債まで、九つの事業について、事業費の確定等に伴い、減額するものでございます。

それでは、補正の内容について、まず歳出から御説明を申し上げます。

19ページをお開き願います。

なお、今回の補正では事業費の確定に伴う不用額の減額と歳入の増減に伴う財源振替を行っておりますが、それらについては説明を省略し、不用額の減額と財源振替以外について御説明申し上げます。

まず、款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の1. 人件費事業でござ

いますが、副町長、教育長並びに早期退職の職員、普通退職の職員の退職手当でございます。

次に、目9・電子計算費の3. 住民情報化推進事業でございますが、国において行われるプレミアム付商品券の給付に係るシステム改修経費でございます。

次に、目10・防災諸費の補助金のうち、被災者生活再建支援金でございますが、平成30年7月豪雨で被災された家屋に対する再建支援のための補助金でございます。

次に、21ページをお開き願います。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目12・後期高齢者医療費の1. 後期高齢者医療特別会計繰出金事業でございますが、特会への繰出金を増額するものでございます。

次に、23ページをお開き願います。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目7・上水道費の1. 上水道事業補助事業でございますが、大阪広域水道企業団に身分移管する職員の退職手当相当額などを水道事業会計に繰り出すものでございます。

歳出については以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

14ページにお戻り願います。

なお、歳入につきましても事業費の確定に伴う減額を補正いたしますが、それらについては説明を省略いたします。

まず、款10・地方交付税のうち普通交付税でございますが、国の補正予算により追加して交付されるものでございます。

次に、15ページをごらん願います。

款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金の節2・電子計算費国庫補助金でございますが、国において行われるプレミアム付商品券の給付に係るシステム改修経費に対して交付されるものでございます。

次に、款15・府支出金、項1・府負担

金、目2・民生費府負担金の節4・後期高齢者医療費府負担金でございますが、保険基盤安定繰入金として交付されるものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

項2・府補助金、目1・総務費府補助金の節3・防災諸費府補助金でございますが、被災者生活再建支援金に対して交付されるものでございます。

次に、項3・府委託金、目3・教育費府委託金でございますが、道德教育推進事業に対して交付されるものでございます。

次に、17ページをごらん願います。

款18・繰入金、項1・基金繰入金、目5・退職手当基金繰入金でございますが、副町長、教育長、大阪広域水道企業団に身分移管する職員の退職手当相当額を繰り入れるものでございます。

次に、款20・諸収入、項3・雑入の水道事業分退職手当負担金でございますが、水道事業会計において水道職員の退職給付引当金として留保していた金額を、大阪広域水道企業団との統合に伴い清算して一般会計が受け入れるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第13「第10号議案 平成30年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第10号議案、平成30年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の御説明をさせていただきます。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の

確定に伴い、補正を行うものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,200万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,105万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出より御説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

後期高齢者医療広域連合納付金の1,200万9,000円でございますが、保険料徴収額相当額の増加に伴います補正でございます。

続きまして歳入でございます。

5ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料、項1・後期高齢者医療保険料、目2・普通徴収保険料1,190万7,000円及び款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目2・保険基盤安定繰入金10万2,000円につきましては、歳出で御説明をさせていただきました、広域連合への納付金の財源とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第14「第11号議案 平成30年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷上下水道部工務課長。

○上下水道部工務課長（山谷賢一君）

それでは、第11号議案、平成30年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第2回）につきまして提案説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書1ページをお開きく

ださい。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,416万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,528万8,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、4ページの「第2表 債務負担行為補正（変更）」をごらんください。

これは、ストックマネジメント事業の事業費が確定いたしましたので減額するものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、5ページの「第3表 地方債補正（変更）」をごらんください。

これは、事業費の確定に伴い、地方債の限度額を減額するものでございます。

それでは、今回の補正について、歳出から御説明させていただきます。

11ページをお開きください。

まず、款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費の公課費の減額でございますが、これは消費税確定によるものでございます。

次に、目2・下水道維持管理費の減額でございますが、入札差金や事業費の確定などに伴うものでございます。

12ページをお開きください。

款1・下水道費、項2・下水道整備費、目1・下水道整備費の減額でございますが、国の補正に伴い、流域下水道事業建設負担金が増となったものの、そのほか入札差金や事業費の確定に伴い減額となるものでございます。

款1・下水道費、項3・浄化槽管理費、目1・浄化槽維持管理費の減額でございますが、これにつきましても入札差金や事業費の確定に伴うものでございます。

13ページをごらんください。

款1・下水道費、項4・浄化槽整備費、目1・浄化槽整備費の減額でございますが、これは合併浄化槽の設置申し込みがなかったためでございます。

次に、款2・公債費でございますが、財源の振り分けを行うものでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明させていただきます。

8ページにお戻りください。

8ページの款1・分担金及び負担金から10ページの款5・繰入金までにつきましては、事業費の確定に伴い減額となるものでございます。

次の款8・町債につきましては、国の補正に伴います流域下水道事業の増加による負担金の増がございますが、そのほかの事業費が確定したことにより減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第15「第12号議案 平成30年度豊能町水道事業会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷上下水道部工務課長。

○上下水道部工務課長（山谷賢一君）

それでは、第12号議案、平成30年度豊能町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条、平成30年度豊能町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成30年度豊能町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず収益的収入でございますが、既決予定額7億2,863万7,000円に5,394万7,000円を増額し、7億8,258万4,000円とするものでございます。

次に、収益的支出でございます。既決予定額6億8,314万2,000円に8,228万6,000円を増額し、7億6,542万8,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費補正でございますが、職員給与費を今回2万円増額したことにより、7,522万4,000円とするものでございます。

第4条、他会計からの繰入金補正でございますが、今回、大阪広域水道企業団へ身分移管する職員に係る退職手当等に関する一般会計負担分を精算し繰り入れする金額5,233万3,000円を増額し、1億2,394万6,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について収益的支出から御説明いたします。

10ページをお開きください。

営業費用の1. 原水及び浄水費の受水費でございますが、若干の不足が見込まれるため増額するものでございます。

2. 配水及び給水費の手当等でございますが、企業団へ身分移管する職員の児童手当のうち、平成31年2月・3月分を補正するものでございます。

3. 総係費の退職給与引当金でございますが、企業団へ身分移管する職員に係る退職手当に対する一般会計負担精算分をそのまま引当金に計上するものでございます。

4. 減価償却費の有形固定資産減価償却費でございますが、構築物において不足が生じるため増額するものでございます。

5. 資産減耗費の固定資産除却費でございますが、牧第一水源を使用しなくなった

ため、地元地権者に返還するに当たり関係施設を除却するものでございます。

次に特別損失の1. 過年度損益修正損でございますが、企業団に事業統合するに当たり、固定資産の減価償却における残存価格と最終償却額の算出方法に本町と企業団に相違があり、企業団へ統合する前に不足分を補正するものでございます。

次に、収益的収入の御説明をさせていただきます。

9ページにお戻りください。

営業外収益の4. 他会計繰入金の一般会計繰入金でございますが、先ほど収益的支出で御説明しました配水及び給水費の児童手当と総係費の企業団へ身分移管する職員に係る退職手当に対する一般会計負担精算分の合計金額でございます。

次に、5. 長期前受金戻入でございますが、これも先ほど特別損失で説明いたしました減価償却費の計算に当たり不足する額に対する長期前受金の戻入分でございます。

なお、補正予算実施計画、キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表につきましては説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第16「第13号議案 平成31年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第13号議案、平成31年度豊能町一般会計予算の件について御説明申し上げます。

平成31年度当初予算は、池田前町長が1月18日に辞職を表明され、1月24日に急逝されたため、3月3日に町長選挙を

執行し、同日、塩川新町長が就任されたという事情から、本格予算を編成する時間的猶予がなく、骨格予算といたしました。ただし、骨格予算ではありますが、国や府を初め関係機関と調整済みの事業や、これまで行ってきた継続的な事業などは、臨時的経費・投資的経費であっても計上いたしました。したがって、経常的な事業以外の予算も含んだ骨格予算となっております。

それでは、予算書の5ページをお開き願います。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額を66億3,200万円と定めるものでございます。これは、対前年度5,700万円の増、率にして0.9%の増でございます。

骨格予算でありながら前年度より増額となりましたのは、定年退職者の増による退職手当の増や、借換債による公債費の増、通信指令機材等による消防費の増が主な要因でございます。

なお、予算の款項の区分、金額は、6ページから12ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

次に、第2条としまして、債務負担行為でございますが、13ページをお開き願います。

「第2表 債務負担行為」に記載のとおり、本庁舎警備委託事業から、町道維持管理補修事業までの四つの事業について、債務負担行為の期間、限度額を定めるものでございます。

次に、第3条、地方債でございますが、14ページをお開き願います。「第3表 地方債」に記載のとおり、1町道等維持補修事業債から、15ページの8臨時財政対策債まで、八つの事業につきまして、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

5ページにお戻り願います。

第4条としまして、一時借入金でございますが、最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条としまして、歳出予算の流用でございますが、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができると定めるものでございます。

それでは、当初予算の概要について、まず歳出から御説明申し上げます。

21ページをお開き願います。

なお、事業の内容につきましては、別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので、説明を省略いたします。

款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・議会費は1億1,632万9,000円で、対前年度61万円の減でございます。

款2・総務費は11億2,834万2,000円で、対前年度6,231万3,000円の増でございます。これは、退職手当の増や、参議院選挙・府知事選挙などの選挙費の増が主な要因でございます。

款3・民生費は18億6,220万2,000円で、対前年度2,786万6,000円の減でございます。これは、事務分掌の見直しに伴い、自転車駐車場運営事業費を民生費から土木費に組みかえたことが主な要因でございます。

款4・衛生費は、8億9,256万6,000円で、対前年度5,254万6,000円の減でございます。これは、骨格予算により診療所施設勘定への繰出金や衛生センターの修善料が減となったことが主な要因でございます。

款5・労働費は463万1,000円で、対前年度49万9,000円の増でございます。

款6・農林水産業費は1億226万8,000円で、対前年度5,559万6,000円の減でございます。これは、農×観光戦略推進事業費の減が主な要因でございます。

款7・商工費は2,567万9,000円で、対前年度17万1,000円の増でございます。

款8・土木費は4億9,227万9,000円で、対前年度588万3,000円の減でございます。これは、自転車駐車場運営費を民生費から土木費につけかえたものの、骨格予算により投資的事業を減額したことなどが主な要因でございます。

款9・消防費は3億9,432万円で、対前年度5,527万円の増でございます。これは、救助工作車の更新や通信指令機材の改修による増でございます。

款10・教育費は9億4,161万1,000円で、対前年度423万6,000円の減でございます。

款11・公債費は、6億6,164万2,000円で、対前年度8,443万2,000円の増でございます。これは、借換債による増でございます。

款12・予備費は省略いたします。

歳出の説明は以上でございます。次に歳入について御説明申し上げます。

19ページをお開き願います。

歳入においても、款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・町税は17億2,639万円で、対前年度3,412万4,000円の減でございます。これは主に個人の町民税の減によるものでございます。

款2・地方譲与税から款10・地方特例交付金まで、及び款12・交通安全対策特別交付金は、いずれも平成30年度の決算見込み額や大阪府の予算見込みなどから算

定した結果、それぞれ増減を見込んだものでございます。

なお、款8・自動車取得税交付金は、本年10月の消費税の増税に伴い廃止され、新たに款9・環境性能割交付金が設けられます。

続きまして、款11・地方交付税は21億3,000万円で、対前年度5,500万円の増でございます。これは国の地方財政計画を参考に、平成30年度の決算見込み額から算定し、増を見込んだものでございます。

次に、款13・分担金及び負担金は6,544万7,000円で、対前年度546万5,000円の増でございます。これは、し尿等受入負担金の増などによるものでございます。

次に、款14・使用料及び手数料は、6,583万6,000円で、対前年度602万1,000円の減でございます。これは主に自転車駐車場の無料化や幼稚園使用料の減によるものでございます。

20ページをお開き願います。

款15・国庫支出金は4億673万4,000円で、対前年度2,424万8,000円の減でございます。これは主に、農×観光戦略に対する地方創生交付金の減によるものでございます。

次に、款16・府支出金は3億9,208万5,000円で、対前年度2,574万3,000円の増でございます。これは主に参議院選挙・府知事選挙に対する委託金による増でございます。

款17・財産収入、款18・寄附金は省略いたします。

款19・繰入金は8億8,542万円で、対前年度39万4,000円の増でございます。これは財政調整基金や公共施設整備基金の繰入金は減少したものの、退職手当基

金繰入金が増となり、横ばいとなったものでございます。なお、充当先は別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので御参照お願いいたします。

款20・繰越金、款21・諸収入は省略いたします。

款22・町債は4億4,327万6,000円で、対前年度4,307万6,000円の増でございます。借換債が主な要因でございます。なお、給与費明細書は143ページ以降に、平成31年度末の町債残高見込み額は154ページに掲載しておりますので、御参照お願いいたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第17「第14号議案 平成31年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第14号議案、平成31年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の159ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億4,468万6,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは内容につきまして、歳出から、主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

177ページをお開き願います。

177ページから178ページにかけての款1・総務費、項1・総務管理費の3,587万8,000円は、人件費と事務費、大阪府国保連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担金でございます。

次の、款1・総務費、項2・徴税費79万5,000円でございますが、保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。

179ページから180ページにかけての款2・保険給付費、項1・療養諸費でございますが、18億974万2,000円で、医療費の増により、対前年度比3.9%増となり、平成30年度の医療費などを勘案し予算計上してございます。

次の181ページの款2・保険給付費、項2・高額療養費2億1,919万7,000円につきましても、平成30年度の療養費などを勘案し、予算計上してございます。

184ページから186ページの款3・国民健康保険事業費納付金でございますが、大阪府が決定した標準保険料率により本町に割り当てられた納付金で、大阪府に納めるものでございますが、8億180万3,000円で、昨年度より232万7,000円の減となっております。これにつきましては、府下全体で被保険者数の減、医療費の増により納付金総額は上がったものの、急激な変化を避けるため、大阪府より激変緩和措置が行われたことによるものでございます。

187ページの款5・保健事業費、項1・特定健康診査等事業費であります。2,773万6,000円を計上してございます。これにつきましては、医療保険者に義務づけられております生活習慣病予防に対する

特定健診と保健指導に係る費用でございます。

188ページの款5・保健事業費、項2・保健事業費は、広域化により共通メニューとなっております人間ドック補助制度につきまして、240人分の330万7,000円を計上してございます。

191ページをお開き願います。

款8・諸支出金、項2・繰出金750万5,000円でございますが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金で、特別調整交付金として国より交付される額を繰り出すものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明させていただきます。

169ページをお開き願います。

款1・国民健康保険料でございますが、6億2,008万円を計上しております。平成31年度の本町の保険料でございますが、5年後の2024年度、平成36年度にオール大阪で府内市町村の保険料率が統一されることに向けまして、現在、本町独自の激変緩和措置に取り組んでおり、6年間の激変緩和措置の2年目でございます。保険料率を具体的に申し上げますと、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分の合計で所得割は0.39ポイント増の12.33%。均等割額については、2,700円増の5万2,400円。平等割につきましては900円減の3万5,700円の改定となるものでございます。

172ページの款4・府支出金、項1・府補助金の20億8,027万9,000円につきましては、保険給付費等に対するの交付金でございます。

173ページにかけましての款5・繰入金、目1・一般会計繰入金1億7,428万7,000円でございますが、保険基盤安定繰

入金や地方交付税に算入される分などを一般会計から繰り入れするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第18「第15号議案 平成31年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第15号議案、平成31年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の201ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,527万3,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものについて定めたものでございます。

それでは内容につきまして、まず歳出から、その主なものについて御説明をさせていただきます。

213ページ、214ページをごらん願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の4,567万7,000円につきましては、人件費及び診療所の運営管理費に要する経費でございます。

次に215ページから216ページの款2・医業費1,851万2,000円は、診療に要する各種健診や歯科技工等の委託料及

び医薬品、また内科・歯科電子カルテ用コンピュータのシステム保守等の経費でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

209ページをごらん願います。

款1・診療収入の項1・外来収入の予算でございますが、3,118万3,000円、また、210ページの項2・その他診療報酬といたしまして諸検査等収入で250万円を計上してございます。

次に211ページの款4・繰入金、項1・繰入金は、一般会計から2,351万3,000円、僻地診療所施設の運営補助といたしまして750万5,000円を合わせて国民健康保険特別会計から、それぞれ繰り入れするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただきまして御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第19「第16号議案 平成31年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

第16号議案、平成31年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の予算書227ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,051万2,000円と定めるものでございます。

それでは、内容の主なものにつきまして、まず歳出から御説明をさせていただきます。

239ページをお開き願います。

款1・総務費は、電算機器の保守管理委

託と保険料徴収の事務経費でございます。

次に、240ページの款2・後期高齢者医療広域連合納付金4億9,417万円は、保険料徴収分等を広域連合に納付する負担金でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明させていただきます。

235ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせまして4億4,424万8,000円の保険料を見込んでございます。

236ページをごらん願います。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目2・保険基盤安定繰入金は、政令軽減分でございます保険基盤安定繰入金として4,992万2,000円を計上してございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第20「第17号議案 平成31年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第17号議案、平成31年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の予算書245ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億754万9,000円と定めるものでございます。

第2条といたしまして、一時借入金の限度額は1億円と定めるものでございます。

また、第3条につきましては、地方自治

法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

内容につきまして、歳出から、その主なものにつきまして御説明をいたします。

263ページ、264ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費3,141万円でございますが、この経費の主なものにつきましては、人件費と介護保険システム使用料等に係る経費でございます。

265ページをお開き願います。

項3・介護認定審査会費、目1・認定調査等費1,290万6,000円は、主治医意見書作成の手数料や、業務委託料の要介護認定調査委託料等の経費でございます。

また、目2・介護認定審査会共同設置負担金1,310万円でございますが、これにつきましては池田市、能勢町、豊能町の1市2町によります認定審査会の負担金でございます。

267ページから273ページにかけての款2・保険給付費でございますが、第7期介護保険事業計画に基づきまして、合計で20億8,511万7,000円を計上してございます。

次に、274ページの款4・地域支援事業費、項1・介護予防生活支援サービス事業費の、9,455万5,000円は、総合事業に係ります経費でございます。また、275ページの項2・一般介護予防事業費、1,052万7,000円並びに276ページから279ページにかけての項3・包括的支援事業費、任意事業費の4,730万9,000円につきましては、予防と自立支援に重点を置いた地域支援事業及び地域包括支援センターの運営に係る経費などござい

す。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

255ページをお開き願います。

款1・保険料は、65歳以上の第1号被保険者数を対象に算出した額を、滞納分を含めまして6億1,266万9,000円を計上いたしてございます。

次に、256ページをお開き願います。

款3・国庫支出金、目1・介護給付費国庫負担金でございますが、現年度分につきましては国の介護給付費負担分といたしまして4億1,702万3,000円を計上してございます。

次の項2・国庫補助金、現年度分調整交付金でございますが、今年度分につきましては676万3,000円の交付を見込んでございます。

257ページのみ2・介護予防事業交付金1,927万6,000円と、次の目3・包括的支援事業等費交付金1,821万円は、各事業に応じた額を計上してございます。

次の款4・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金の現年度分、5億6,298万2,000円と、目2・地域支援事業支援交付金現年度分2,602万3,000円につきましては、第2号被保険者の負担分27%に相当する額を計上してございます。

258ページの款5・府支出金、目1・介護給付費府負担金、現年度につきましては大阪府の負担分であります介護給付費の12.5%に相当する額、2億6,063万9,000円を計上してございます。

次に、259ページをお開き願います。

款6・繰入金、項1・一般会計繰入金のみ1・介護給付費繰入金、現年度分でございますが、町の負担分といたしまして、介護給付費の12.5%の2億6,063万9,000円を計上してございます。

目4・その他一般会計繰入金は、人件費や事務費分として交付税に算入されている分と合わせまして5,886万4,000円を計上しているものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき御決定賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第21「第18号議案 平成31年度豊能町下水道事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷上下水道部工務課長。

○上下水道部工務課長（山谷賢一君）

それでは、第18号議案、平成31年度豊能町下水道事業特別会計予算の件について御説明申し上げます。

お手元の予算書293ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,147万1,000円と定めるものでございます。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、294ページ「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条、地方債でございますが、297ページの「第2表 地方債」の表をごらんください。起債の目的、限度額、利率、償還方法等を定めております。

第3条、一時借入金については、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用については、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用を定めるものでございます。

それでは、歳出より御説明いたします。

310ページをお開き願います。

款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費でございますが、下水道事業の運営に係る経費を計上しており、前年度と比べ1,991万4,000円の増となっております。この主な要因は、下水道建設基金積立金の増によるものでございます。

311ページをごらんください。

目2・下水道維持管理費でございますが、下水道施設の適切な維持管理に係る経費を計上しており、前年度と比べ315万4,000円の減となっております。この主な原因は、水道事業会計負担金の減によるものでございます。

312ページをお開き願います。

項2・下水道整備費、目1・下水道整備費でございますが、下水道施設の建設等に係る経費を計上しており、前年度と比べ6,211万2,000円の減でございます。この主な要因は、前年度計上しておりました土地所管替負担金がなくなったことや、骨格予算であることから、投資的費用を計上していないためでございます。

313ページをごらんください。

浄化槽管理費、目1・浄化槽維持管理費でございますが、町管理の合併処理浄化槽の適切な維持管理に係る経費計上をしており、前年度と比べほぼ同額でございます。

314ページをお開きください。

項4・下水道整備費、目1・浄化槽整備費でございますが、本年度は合併処理浄化槽を新たに設置した場合に係る経費は計上しておりませんので、390万3,000円の減となっております。

315ページをごらんください。

款2・公債費は、項1・下水道公債費でございますが、元金と利子の合計は前年度に比べ264万7,000円の増でございます。

す。増となった要因は、通常の償還分は減となっているものの、本年度は一括償還分があるため増となったものでございます。

項2・浄化槽公債費でございますが、元金と利子の合計は513万6,000円で、前年度とほぼ同額でございます。

316ページをお開きください。

予備費は前年度と同様に100万円を計上しております。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

303ページにお戻り願います。

款1・分担金及び負担金、項1・負担金、目1・下水道負担金は、新たに下水道に接続する予定の方がいないため、減となっております。

項2・分担金の下水道分担金は、合併処理浄化槽の新たな設置を見込んでおりませんので、計上しておりません。

304ページをお開き願います。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料の目1・下水道使用料と目2・浄化槽使用料は、いずれも人口減少による減額を見込んでおります。

項2・手数料、目1・下水道手数料は、指定工事店登録手数料など若干の増額を見込んでおります。

305ページをごらんください。

款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・下水道費国庫補助金でございますが、ストックマネジメント計画策定業務に係る交付金で、事業費の2分の1を見込んでおります。

款4・財産収入は、下水道建設基金等の運用収入でございます。

款5・繰入金、項1・一般会計繰入金は、雨水対策や浄化槽管理等に係る一般会計からの繰入金でございます。

306ページをお開きください。

項2・基金繰入金、目1・下水道建設基金繰入金でございますが、前年度に比べ2,051万2,000円の減となっております。減の要因といたしましては、歳出のところで御説明させていただきましたように、骨格予算であることから、投資的費用を計上していないことにより、基金に充てる額が減となったためでございます。

目2・下水道債管理基金繰入金でございますが、平成20年度に借り入れた町債のうち一括償還を迎えるものに充てるものでございます。

307ページをごらんください。

款5・繰入金の他会計繰入金は、水道事業会計からの人件費相当分の繰入がなくなるため、廃止科目となります。

款6・繰越金及び款7・諸収入、項1・預金利子は科目設定でございます。

308ページをお開きください。

項2・雑入は、前年度と同額を見込んでおります。

款8・町債は、前年度に比べ430万円の減でございます。減の主な要因は、水道施設の新設工事の予定がないことによるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第22「第19号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第19号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

別刷りの議案書並びに条例の概要説明資

料と新旧対照表もあわせてごらん願います。

本件は、財政健全化の一環として、町長の給料の月額をその任期中30%減額するものでございます。これにより、町長の給料月額は、82万円から24万6,000円を減じた57万4,000円となるものでございます。

なお、減額の対象は地域手当と期末手当を含みます。

また、附則第15項から17項までにおいて、退職された前町長、副町長、教育長の給料の月額の減額期間を改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、町長の任期開始日の平成31年3月3日から適用するものでございます。ただし附則第17項は平成31年1月24日から適用いたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

提案理由の説明は以上で終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3号議案から第19号議案に対する総括質疑を行います。

質疑内容はそれぞれ各常任委員会及び予算特別委員会に付託いたしますので、大綱のみをお願いいたします。なお、御承知ではございますが、質疑は議題になっている事件に対して行われるものでありますから、現に議題になっていなければなりません。また、議題に関係のないことを聞くことができません。このように規定されておしま

すので、その点に十分に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

初めに第3号議案から第12号議案及び第19号議案の11件に対する質疑を行います。

ございますか。

井川議員。

○7番（井川佳子君）

7番・井川でございます。

私は、19号議案についてお尋ねいたします。

今回、町長、新町長就任され、身を切る改革ということで3割減ということでございますが、先ほど、実績を積んだらもとに戻すというようなことを所信表明の中で書いてらっしゃいました。それは何をもって、どのような観点で、例えば何かがあってこれが達成できたからこうしようという思いがおりになるのでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

井川議員ありがとうございます。

私の信任というのは、町民の皆さんの信任ということで思っております。したがって、何をもってと、一つ一つの議案に対してパーセンテージであるとかそういうことではなくて、私の町政に対する全体の信任だというように考えております。したがって、私は、今現在は、今期といたしますか、任期中はこのまま続けていく決意でございます。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

井川議員。

○7番（井川佳子君）

2回目なんですけれども、これが関係ないと言われたらしょうがないんですけれども、済みません、町長自身が3割とおっし

やっています。そうしたら、例えば教育長でありますとか副町長でありますとか、その方たちも3割を求めのおつもりなのか。まずそれまでにその方たちを任命するおつもりがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

2点ございまして、まず最初に副町長並びに教育長については任命する考えがございます。

それから1点目のほうですけれども、その方々とは今後協議をさせていただいて検討をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（永谷幸弘君）

よろしいですか。

次に、川上議員。

○12番（川上 勲君）

まず塩川町長、当選おめでとうございませぬ。

19号議案について質疑をさせていただきます。

先ほどもありましたけれども、新町長は維新の公認の候補者であったというぐあい聞いております。だから維新の党則は身を切る改革ということで、30%の給料を減額するということをやられたと思いますけれども、その30%の根拠はということで30%と決められたのかお伺ひしたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

30%は30%でございまして、根拠はございません。

○議長（永谷幸弘君）

川上議員。

○12番（川上 勲君）

根拠もないのに提案されて議案とされたのかどうか。根拠がなければ30%が40%でもかまへんし、20%でもかまへん。50%でもかまへん。さきの池田町長が20%されておられましたので、それに上乗せして30%ということなのか。当初の条例の第3条の規定で規定されている月額30%、その月額を知っておられたのかどうか、その辺も含めて答弁していただきたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

十分認識をしております。

根拠といいますのは、私のこの町財政の現状を踏まえて30%とさせていただいたところです。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

川上議員。

○12番（川上 勲君）

詳しい内容はまた委員会でやってもらいたいと思いますのでこれで終わりにしたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませぬか。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

（発言する者あり）

○議長（永谷幸弘君）

第3号議案から第12号、第19号議案でございます。

ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

なければ次に、第13号議案から第18号議案までの6件に対する質疑を行います。
西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

11番・西岡でございます。

第13号議案の予算特別委員会の中の予算についてですけれども、予算書の説明書の中では166ページにあります小中一貫教育推進事業、これ平成31年度の予算が2,700万円出てます。今回の本予算の中では、ここに書いてあるのは120ページと書いてます。120ページに相当する金額がないんですけれども、これは業務委託料の3,231万6,000円にあるのかどうか。

それと、この小中一貫教育の基本計画及び基本設計ということですが、これ基本計画の策定は30年度、今回31年度はこれは棚上げというような形になって、要するに新町長が決めるというようなことを聞いておりました。それについて、私も総務のほうにもいろいろ聞いた中では、業者に対する前途金は執行したと。残りについては要するに次の町長が決めることだというようなことを聞きまして、教育委員会と総務のほうの連携がどうなってるのかがよくわかりませんねんけど、まず教育次長に、この2,700万円なぜ上がっているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

豊能町保幼小中一貫教育の施設基本計画策定及び基本設計業務でございますけれども、この契約につきましては平成30年6月26日付で契約をしております、工期につきましては平成32年3月31日まででございます。この予算につきましては平成30年度の予算で債務負担行為を認めていただいていた予算でございまして、今現在、この契約はまだ生きている契約になっておりますし、債務負担行為でございますので、義務的経費として31年度予算を

計上したものでございます。

（発言する者あり）

○教育次長（南 正好君）

2,700万円でございますけれども、今現在契約しております金額は総額で3,348万円でございます。そのうち基本計画部分につきましては648万円、基本設計部分につきましては2,700万円でございます。648万円は30年度予算で、2,700万円については31年度予算で計上したものでございます。

○議長（永谷幸弘君）

西岡議員。

○11番（西岡義克君）

そうすると、この2,700万円に関しては、行政が言われているように、今、棚上げという形になってるんですけれども、これは町長の所信表明にありましたように、要するに白紙撤回というような話も出てますんですけれども、この辺は町長はどういうふうにお考えなのか、ちょっと意向を聞かせていただきたいと思えます。

○議長（永谷幸弘君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

所信表明でお話しさせていただいたとおり、私は東西で1小1中をつくるという考え方で臨んでまいりたいと思えます。したがってこれからの検討でございます。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

西岡議員。

○11番（西岡義克君）

そうすると執行に関しては町長のこれからの判断ということによろしいですか。

○議長（永谷幸弘君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

はい。そのとおりでございます。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

なければこれで総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

第13号議案から第18号議案までは、6名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、また、第3号議案から第12号議案及び第19号議案は、お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。

よって、第3号議案から第19号議案まではお手元に配付しております付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、予算特別委員会委員に田中龍一議員、中川敦司議員、寺脇直子議員、井川佳子議員、秋元美智子議員、高尾靖子議員、以上6名をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の議員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任いたしました予算特別委員会委員の互選により、委員長に寺脇直子議

員、副委員長に田中龍一議員が選出されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、3月25日、午前9時30分より会議を開きます。

どうもお疲れさまでございました。

散会 午前11時28分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

議席の指定

会議録署名議員の指名

議会運営委員会委員の辞任

議会運営委員会委員の選任

常任委員会委員の選任

町長の所信表明

第 3 号議案 豊能町都市計画法関係事務手数料条例全部改正の件

第 4 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件

第 5 号議案 豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例改正の件

第 6 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件

第 7 号議案 豊能町下水道条例改正の件

第 8 号議案 町道路線の廃止の件

第 9 号議案 平成 30 年度豊能町一般会計補正予算の件

第 10 号議案 平成 30 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件

第 11 号議案 平成 30 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件

第 12 号議案 平成 30 年度豊能町水道事業会計補正予算の件

第 13 号議案 平成 31 年度豊能町一般会計予算の件

第 14 号議案 平成 31 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件

第 15 号議案 平成 31 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件

第 16 号議案 平成 31 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件

第 17 号議案 平成 31 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件

第 18 号議案 平成 31 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件

第 19 号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 11番

同 12番